



# 2

平成 3 1 年 度

石 卷 市 各 種 会 計 予 算

石 卷 市

(平成31年2月14日提出)

頁

第21号議案	平成31年度石巻市一般会計予算 .....	1
第22号議案	平成31年度石巻市土地取得特別会計予算 .....	15
第23号議案	平成31年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算.....	21
第24号議案	平成31年度石巻市下水道事業特別会計予算 .....	27
第25号議案	平成31年度石巻市漁業集落排水事業特別会計予算 .....	33
第26号議案	平成31年度石巻市農業集落排水事業特別会計予算 .....	39
第27号議案	平成31年度石巻市浄化槽整備事業特別会計予算 .....	45
第28号議案	平成31年度石巻市市街地開発事業特別会計予算 .....	51
第29号議案	平成31年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算 .....	57
第30号議案	平成31年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算 .....	63
第31号議案	平成31年度石巻市介護保険事業特別会計予算 .....	69
第32号議案	平成31年度石巻市病院事業会計予算 .....	75

## 石 巻 市 一 般 会 計

第21号議案

平成31年度石巻市一般会計予算

平成31年度石巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 市税		18,511,096
	1 市民税	8,021,350
	2 固定資産税	7,947,782
	3 軽自動車税	419,939
	4 市たばこ税	1,131,504
	5 入湯税	17,015
2 地方譲与税		640,001
	1 地方揮発油譲与税	169,000
	2 自動車重量譲与税	448,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	23,000
3 利子割交付金		14,000
	1 利子割交付金	14,000
4 配当割交付金		57,000
	1 配当割交付金	57,000
5 株式等譲渡所得割交付金		51,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	51,000
6 地方消費税交付金		2,647,000
	1 地方消費税交付金	2,647,000
7 自動車取得税交付金		97,001
	1 自動車取得税交付金	97,001
8 自動車環境性能割交付金		50,000
	1 自動車環境性能割交付金	50,000
9 地方特例交付金		133,000
	1 地方特例交付金	133,000
10 地方交付税		47,139,000
	1 地方交付税	47,139,000
11 交通安全対策特別交付金		22,000
	1 交通安全対策特別交付金	22,000
12 分担金及び負担金		868,741
	1 負担金	868,741
13 使用料及び手数料		1,603,224
	1 使用料	1,477,459
	2 手数料	125,765
14 国庫支出金		25,693,184
	1 国庫負担金	19,115,612
	2 国庫補助金	6,536,178
	3 国庫委託金	41,394
15 県支出金		5,541,511
	1 県負担金	2,274,791

		(単位：千円)
款	項	金額
	2 県補助金	2,036,815
	3 県委託金	1,229,905
16 財産収入		269,694
	1 財産運用収入	113,275
	2 財産売却収入	156,419
17 寄附金		3
	1 寄附金	3
18 繰入金		62,027,791
	1 基金繰入金	61,939,823
	2 特別会計繰入金	87,968
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		1,708,053
	1 延滞金加算金及び過料	22,566
	2 市預金利子	315
	3 貸付金元利収入	653,394
	4 雑入	1,031,778
21 市債		12,526,700
	1 市債	12,526,700
歳入合計		179,600,000

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		408,034
	1 議会費	408,034
2 総務費		11,180,033
	1 総務管理費	9,650,539
	2 徴税費	719,729
	3 戸籍住民基本台帳費	503,357
	4 選挙費	216,588
	5 統計調査費	34,727
	6 監査委員費	55,093
3 民生費		27,882,500
	1 社会福祉費	7,929,051
	2 老人福祉費	4,925,257
	3 児童福祉費	8,638,393
	4 生活保護費	2,560,139
	5 災害救助費	3,829,660
4 衛生費		8,811,819
	1 保健衛生費	5,192,712
	2 清掃費	2,890,235
	3 上水道費	728,872
5 労働費		147,652
	1 労働福祉費	147,652
6 農林水産業費		6,238,724
	1 農業費	2,065,415
	2 林業費	181,568
	3 水産業費	3,991,741
7 商工費		3,093,013
	1 商工費	3,093,013
8 土木費		77,220,666
	1 土木管理費	588,519
	2 道路橋りょう費	3,483,228
	3 河川費	1,490,669
	4 港湾費	62,353
	5 都市計画費	63,541,908
	6 住宅費	8,053,989
9 消防費		3,496,017
	1 消防費	3,496,017
10 教育費		12,657,037
	1 教育総務費	1,115,328
	2 小学校費	2,284,322
	3 中学校費	1,661,460
	4 高等学校費	502,278

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 幼稚園費	377,275
	6 社会教育費	4,844,258
	7 保健体育費	1,872,116
11 災害復旧費		21,818,965
	1 農林水産業施設災害復旧費	8,357,222
	2 公共土木施設災害復旧費	4,310,397
	3 文教施設災害復旧費	6,034,016
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3,117,330
12 公債費		6,545,539
	1 公債費	6,545,539
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		179,600,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
8	土木費	2 道路橋りょう費	田道町一・蛇田新橋線橋りょう整備事業	440,326	平成31年度	220,000
					平成32年度	220,326
10	教育費	3 中学校費	河南西中学校水泳プール改築事業	298,700	平成31年度	89,610
					平成32年度	209,090
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	5,141,029	平成31年度	3,930,078
					平成32年度	1,210,951
11	災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	雄勝公民館災害復旧事業	799,000	平成31年度	159,800
					平成32年度	639,200
11	災害復旧費	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	雄勝総合支所災害復旧事業	771,000	平成31年度	154,200
					平成32年度	616,800

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
総合計画策定業務	平成32年度	8,000
ソフトウェアライセンス使用料	平成31年度分	717
仮想化ソフトウェアライセンス使用料	平成32年度から平成34年度まで	51,480
仮想化サーバソフトウェアライセンス使用料	平成32年度から平成33年度まで	3,603
仮想化デスクトップソフトウェアライセンス使用料	平成32年度から平成34年度まで	17,589
仮想化基盤保守業務	平成32年度	8,815
共通基盤システム構築及び保守業務	平成32年度から平成37年度まで	722,925
住民基本台帳系システム群保守業務	平成32年度	40,589
医療費システム改修及び保守業務	平成32年度から平成36年度まで	103,070
納税通知書作成等業務(市・県民税普通徴収分)	平成31年度分	平成31年度から平成33年度まで 8,200
納税通知書作成等業務(固定資産税)	平成31年度分	平成31年度から平成32年度まで 6,600
納税通知書作成等業務(軽自動車税)	平成31年度分	平成31年度から平成33年度まで 7,700
督促状作成等業務	平成31年度分	平成31年度から平成32年度まで 4,300
口座振替関係通知書作成等業務	平成31年度分	平成31年度から平成32年度まで 2,600
住民基本台帳・印鑑登録システム構築及び保守業務	平成32年度から平成37年度まで	321,408
コンビニ交付システム連携再構築業務	平成32年度	12,210
戸籍システム借上料	平成31年度分	平成31年度から平成35年度まで 51,488

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
障害者計画等策定業務		平成 32 年度	4,000
放課後児童クラブ施設借上料	平成 31 年度分	平成 31 年度から平成 36 年度まで	2,831
生活再建支援事業窓口受付等業務	平成 31 年度分	平成 31 年度から平成 32 年度まで	38,842
自動体外式除細動器借上料	平成 31 年度分	平成 32 年度から平成 36 年度まで	6,468
「石巻市北鰯山墓地移転資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成 31 年度分	借入残高に係る利子に相当する額
	損失補償	平成 31 年度分	未償還元金の 10%に相当する額
生物多様性地域戦略策定支援業務		平成 32 年度	4,500
農業振興地域整備計画策定業務		平成 32 年度	10,000
「石巻市中小企業融資あっせん規則」に基づく資金融資に係る損失補償	平成 31 年度分	平成 31 年度から平成 44 年度まで	融資預託金の 10/100 以内に相当する額
「石巻市小企業小口融資あっせん規則」に基づく資金融資に係る損失補償	平成 31 年度分	平成 31 年度から平成 41 年度まで	融資預託金の 10/100 以内に相当する額
「石巻市中小企業融資災害関連利子補給事業実施要綱」に基づく中小企業融資災害関連利子補給	平成 31 年度分	平成 31 年度から平成 35 年度まで	借入残高に対して年 1.5%以内に相当する額
自動体外式除細動器借上料（観光施設）		平成 32 年度から平成 35 年度まで	307
牡鹿地域拠点エリア管理運営業務		平成 31 年度から平成 35 年度まで	指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料
都市計画マスタープラン策定業務		平成 32 年度	14,927

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
就学ユニットシステム構築及び保守業務		平成 32 年度から平成 36 年度まで	215,237
学校施設整備保全計画策定業務		平成 32 年度	18,000
図書管理システム借上料	平成 31 年度分	平成 32 年度から平成 34 年度まで	1,155

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎施設整備事業債	328,500	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
庁舎施設解体事業債	2,000			
放課後児童クラブ室整備事業債	74,100			
児童福祉施設整備事業債	405,600			
老人福祉施設解体事業債	4,300			
保健衛生事業債	44,200			
清掃運搬施設整備事業債	10,000			
清掃施設整備事業債	360,000			
清掃施設解体事業債	10,400			
農業施設整備事業債	67,300			
小規模治山対策事業債	9,600			
漁港海岸施設整備事業債	169,500			
観光施設整備事業債	18,700			
産業振興事業債	25,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設改良事業債	329,200			
急傾斜地崩壊対策事業債	26,000			
街路整備事業債	278,600			
公園整備事業債	291,900			
公営住宅解体事業債	11,400			
河川施設整備事業債	1,344,900			
消防施設整備事業債	169,000			
防災設備整備事業債	68,000			
消防施設解体事業債	3,600			
小学校施設整備事業債	1,034,700			
中学校施設整備事業債	780,900			
幼稚園園児輸送事業債	17,800			
社会教育施設整備事業債	370,100			
複合文化施設整備事業債	2,285,900			
社会教育施設解体事業債	23,600			



(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健体育施設整備事業債	34,200			
学校給食施設整備事業債	180,400			
庁舎災害復旧事業債	254,400			
臨時財政対策債	1,981,000			
災害援護資金貸付金	51,000	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき宮城県が定めた融通条件による。

石 巻 市 土 地 取 得  
特 別 会 計

第22号議案

平成31年度石巻市土地取得特別会計予算

平成31年度石巻市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		87
	1 財産運用収入	87
2 繰入金		220,496
	1 一般会計繰入金	220,496
歳 入 合 計		220,583

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 公債費		220,496
	1 公債費	220,496
2 諸支出金		87
	1 基金積立金	87
歳 出 合 計		220,583

石巻市水産物地方卸売市場事業

特 別 会 計

第23号議案

平成31年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算

平成31年度石巻市の水産物地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ398,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 龜山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		134,181
	1 使用料	134,181
2 県支出金		2,516
	1 県委託金	2,516
3 繰入金		175,046
	1 一般会計繰入金	175,046
4 諸収入		86,825
	1 雑入	86,825
歳 入 合 計		398,568

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 水産物地方卸売市場費		307,676
	1 水産物地方卸売市場費	307,676
2 災害復旧費		1
	1 市場施設災害復旧費	1
3 公債費		90,891
	1 公債費	90,891
歳 出 合 計		398,568

石 卷 市 下 水 道 事 業

特 別 会 計

第24号議案

平成31年度石巻市下水道事業特別会計予算

平成31年度石巻市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,875,041千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

- 第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決



第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 分担金及び負担金		107,242
	1 分担金	307
	2 負担金	106,935
2 使用料及び手数料		1,541,773
	1 使用料	1,540,827
	2 手数料	946
3 国庫支出金		4,809,400
	1 国庫補助金	4,809,400
4 繰入金		42,721,208
	1 一般会計繰入金	42,721,208
5 諸収入		48,618
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	48,616
6 市債		15,646,800
	1 下水道事業債	15,646,800
歳入	合計	64,875,041

2 歳出		(単位：千円)
款	項	金額
1 管理費		1,985,792
	1 総務管理費	265,562
	2 雨水排水施設管理費	473,166
	3 汚水処理施設管理費	1,247,064
2 建設費		54,355,504
	1 公共下水道建設費	54,125,103
	2 流域下水道建設費	230,401
3 災害復旧費		3,829,000
	1 下水道施設災害復旧費	3,829,000
4 公債費		4,704,745
	1 公債費	4,704,745
歳出	合計	64,875,041

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納付書・督促状作成等業務		平成 32 年度	984
「石巻市水洗便所等改造 資金融資あっせん要綱」に 基づく資金融資に伴う利 子補給及び損失補償	利 子 補 給	平成 31 年度分	平成 32 年度から 平成 36 年度まで 水洗便所等改造資金の借入残 高に対して年 8.5%以内の利子 補給
	損 失 補 償	平成 31 年度分	平成 31 年度から 平成 37 年度まで 未償還元金の 10/100 に相当す る金額の損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公共下水道建設事業債	13,657,200	普通貸借又 は証券発行 (ただし、 登録債)	5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	起債年度から据置期間を含め 40年以内に借入先の融通条 件に従い元利均等償還又は元 金均等償還により償還する。た だし、融通条件又は財政の都合 により償還年限の短縮又は借 り換えをすることができる。
流域下水道整備事業債	230,300			
下水道事業資本費平準 化債	1,108,700			
下水道事業特別措置債	27,700			
下水道施設災害復旧事 業債	12,400			

## 石巻市漁業集落排水事業

## 特 別 会 計

第25号議案

平成31年度石巻市漁業集落排水事業特別会計予算

平成31年度石巻市の漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
2 使用料及び手数料		577
	1 使用料	577
3 繰入金		18,274
	1 一般会計繰入金	18,274
4 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
5 市債		3,300
	1 漁業集落排水事業債	3,300
歳 入 合 計		22,153

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		13,756
	1 総務管理費	9,990
	2 施設管理費	3,766
2 公債費		8,397
	1 公債費	8,397
歳 出 合 計		22,153

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成31年度分	平成32年度から平成36年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成31年度分	平成31年度から平成37年度まで 未償還元金の10/100に相当する金額の損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁業集落排水事業債	3,300	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。

## 石巻市農業集落排水事業

### 特 別 会 計

第26号議案

平成31年度石巻市農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度石巻市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,806千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		146
	1 分担金	146
2 使用料及び手数料		64,452
	1 使用料	64,452
3 繰入金		280,707
	1 一般会計繰入金	280,707
4 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
5 市債		112,500
	1 農業集落排水事業債	112,500
歳 入 合 計		457,806

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		152,739
	1 総務管理費	23,144
	2 施設管理費	129,595
2 災害復旧費		1
	1 農業集落排水施設災害復旧費	1
3 公債費		305,066
	1 公債費	305,066
歳 出 合 計		457,806

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納付書・督促状作成等業務		平成 32 年度	42
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成 31 年度分	平成 32 年度から平成 36 年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年 8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成 31 年度分	平成 31 年度から平成 37 年度まで 未償還元金の 10/100 に相当する金額の損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	9,700	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
農業集落排水事業資本費平準化債	102,800			

## 石巻市浄化槽整備事業

## 特 別 会 計



第27号議案

平成31年度石巻市浄化槽整備事業特別会計予算

平成31年度石巻市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,057千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		582
	1 分担金	582
2 使用料及び手数料		12,101
	1 使用料	12,101
3 国庫支出金		3,598
	1 国庫補助金	3,598
4 繰入金		36,575
	1 一般会計繰入金	36,575
5 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
6 市債		9,200
	1 浄化槽整備事業債	9,200
歳 入 合 計		62,057

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		41,937
	1 総務管理費	13,664
	2 施設管理費	28,273
2 建設費		10,795
	1 浄化槽建設費	10,795
3 公債費		9,325
	1 公債費	9,325
歳 出 合 計		62,057

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納付書・督促状作成等業務		平成 32 年度	42
「石巻市水洗便所等改造資金融資あつせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成 31 年度分	平成 32 年度から平成 36 年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年 8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成 31 年度分	平成 31 年度から平成 37 年度まで 未償還元金の 10/100 に相当する金額の損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
浄化槽整備事業債	9,200	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。

## 石巻市市街地開発事業

## 特 別 会 計

第28号議案

平成31年度石巻市市街地開発事業特別会計予算

平成31年度石巻市の市街地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,395,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		87,998
	1 財産運用収入	32
	2 財産売却収入	87,966
2 繰入金		4,307,092
	1 基金繰入金	6,200
	2 一般会計繰入金	4,300,892
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 清算金		1
	1 清算金	1
歳 入 合 計		4,395,092

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市街地開発事業費		4,307,092
	1 被災市街地復興土地区画整理事業費	4,307,092
2 諸支出金		88,000
	1 基金積立金	33
	2 繰出金	87,967
歳 出 合 計		4,395,092

石 卷 市 国 民 健 康 保 険 事 業

特 別 会 計

第29号議案

平成31年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度石巻市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,859,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,790,087
	1 国民健康保険税	2,790,087
2 使用料及び手数料		486
	1 手数料	486
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		12,464,365
	1 県負担金	12,464,365
5 財政安定化基金交付金		1
	1 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		198
	1 財産運用収入	198
7 繰入金		1,576,336
	1 一般会計繰入金	1,220,491
	2 基金繰入金	355,845
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		28,005
	1 延滞金加算金及び過料	20,001
	2 雑入	8,004
歳 入 合 計		16,859,480

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		225,826
	1 総務管理費	181,280
	2 徴税費	43,675
	3 運営協議会費	871
2 保険給付費		12,072,707
	1 療養諸費	10,466,669
	2 高額療養費	1,525,304
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	67,234
5 葬祭諸費		13,000
	1 葬祭諸費	13,000
3 国民健康保険事業費納付金		4,290,450
	1 医療給付費分	2,997,203
	2 後期高齢者支援金等分	901,613
3 介護納付金分		391,634
	1 介護納付金分	391,634
4 保健事業費		203,268
	1 特定健康診査等事業費	168,804
	2 保健事業費	34,464
5 基金積立金		198
	1 基金積立金	198
6 諸支出金		37,031
	1 償還金及び還付加算金	37,031
7 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		16,859,480



第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
国民健康保険システム更新業務		平成32年度から 平成36年度まで	169,000
納税通知書作成等業務	平成 31年度分	平成31年度から 平成32年度まで	7,370
督促状作成等業務	平成 31年度分	平成31年度から 平成32年度まで	3,340
口座振替関係通知書作成 等業務	平成 31年度分	平成31年度から 平成32年度まで	660

石 巻 市 後 期 高 齢 者 医 療

特 別 会 計

第30号議案

平成31年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度石巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,775,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,280,527
	1 後期高齢者医療保険料	1,280,527
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		410,158
	1 一般会計繰入金	410,158
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		84,739
	1 延滞金及び過料	146
	2 受託事業収入	79,442
	3 雑入	5,151
歳 入	合 計	1,775,427

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		28,928
	1 総務管理費	21,633
	2 徴収費	7,295
2 保健事業費		89,216
	1 健康診査事業費	89,216
3 後期高齢者医療広域連合納付金		1,652,132
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,652,132
4 諸支出金		5,151
	1 償還金及び還付加算金	5,150
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	1,775,427

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納入通知書作成等業務	平成 31年度分	平成31年度から 平成32年度まで	3,170
督促状作成等業務	平成 31年度分	平成31年度から 平成32年度まで	440

石 巻 市 介 護 保 険 事 業

特 別 会 計

第31号議案

平成31年度石巻市介護保険事業特別会計予算

平成31年度石巻市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,806,232千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		2,960,318
	1 介護保険料	2,960,318
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		3,307,327
	1 国庫負担金	2,258,013
	2 国庫補助金	1,049,314
4 支払基金交付金		3,602,583
	1 支払基金交付金	3,602,583
5 県支出金		1,972,369
	1 県負担金	1,831,019
	2 県補助金	141,350
6 財産収入		81
	1 財産運用収入	81
7 繰入金		1,963,123
	1 一般会計繰入金	1,936,255
	2 基金繰入金	26,868
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		428
	1 延滞金及び過料	2
	2 貸付金元利収入	360
	3 雑入	66
歳 入	合 計	13,806,232

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		193,593
	1 総務管理費	83,325
	2 徴収費	10,693
	3 介護認定審査会費	99,575
2 保険給付費		12,581,640
	1 介護サービス等諸費	11,175,584
	2 介護予防サービス等諸費	484,740
	3 その他諸費	12,535
	4 高額介護サービス等費	279,248
	5 高額医療合算介護サービス等費	22,431
	6 特定入所者介護サービス等費	607,102
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		1,001,289
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	702,122
	2 一般介護予防事業費	56,332
	3 包括的支援事業・任意事業費	240,020
	4 その他諸費	2,815
5 保健福祉事業費		4,626
	1 保健福祉事業費	4,626
6 基金積立金		81
	1 基金積立金	81
7 諸支出金		5,002
	1 償還金及び還付加算金	5,002
8 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	13,806,232

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
石巻市高齢者福祉計画・第8期介護 保険事業計画策定業務		平成32年度	7,370
納入通知書作成等業務	平成 31年度分	平成31年度から 平成33年度まで	9,768
督促状作成等業務	平成 31年度分	平成31年度から 平成32年度まで	700

石 巻 市 病 院 事 業 会 計

第32号議案

平成31年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	165床	療養病床	40床	計	205床
(2) 年間入院外来患者数	入院	60,204人	外来			64,636人
(3) 1日平均入院外来患者数	入院	164.5人	外来			264.9人
(4) 主要な建設改良事業	建設改良費					52,910千円
	機械装置購入費					157,602千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	病院事業収益	5,661,952千円
第1項	医業収益	3,295,164千円
第2項	医業外収益	2,320,622千円
第3項	特別利益	46,166千円

(支出)

第1款	病院事業費用	5,629,509千円
第1項	医業費用	5,461,875千円
第2項	医業外費用	146,934千円
第3項	特別損失	9,700千円
第4項	予備費	11,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	資本的収入	581,858千円
第1項	企業債	210,400千円
第2項	他会計出資金	371,346千円
第3項	他会計負担金	112千円

(支出)

第1款	資本的支出	628,024千円
第1項	建設改良費	210,512千円
第2項	企業債償還金	417,512千円



(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
リネン等賃借料	平成32年度から 平成34年度まで	36,800
医事業務	平成32年度から 平成34年度まで	198,756
病院給食業務	平成32年度から 平成34年度まで	205,493
物品管理及び消毒滅菌業務	平成32年度から 平成34年度まで	58,696
環境衛生維持管理業務	平成32年度から 平成34年度まで	175,969

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立病院設備改良事業債	49,200	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0% 以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
石巻市立病院医療機器等整備事業債	136,000			
石巻市立牡鹿病院設備改良事業債	3,600			
石巻市立牡鹿病院医療機器等整備事業債	21,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,300,683千円

(2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営基盤安定化対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

1,008,766千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、550,060千円と定める。

平成31年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

